

# 中なかいいネ！推進会議規約

制定 平成 24 年 7 月 19 日  
改正 平成 25 年 1 月 30 日  
改正 平成 28 年 10 月 26 日  
改正 令和 2 年 5 月 1 日  
改正 令和 4 年 5 月 30 日

## (目的)

第 1 条 この規約は、中区地域福祉保健計画「中なかいいネ！」(以下「計画」という。)を推進することを目的として設置する中なかいいネ！推進会議(以下「会議」という。)の円滑な運営について必要な事項を定めるものとする。

## (所掌事務)

第 2 条 会議の所掌する事務の細目については、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 地域での活動の内容及び関係団体との意見交換の結果等を基にした計画の推進に関する事
- (2) その他事業の実施に必要な事項に関する事

## (組織)

第 3 条 委員は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各地区別計画推進会議を代表する者
- (2) 地域福祉保健活動の活動者
- (3) 福祉保健に関する学識経験のある者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、委員長が必要と認める者

2 会議は、委員 31 人以内をもって組織する。

3 委員が欠けた場合又は必要が生じた場合は、新たな委員を選任することができる。

## (任期)

第 4 条 委員の任期は、5 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。また、委員長の任期内に新たに委員となった場合の任期は、委員長の残任期間をその委員の任期とする。

## (役員)

第 5 条 会議には、委員長 1 人を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総理する。

- 4 会議には、副委員長を置くことができる。
- 5 副委員長は、委員長の指名によって定める。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議の開催は、必要に応じて委員長が委員を招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて特定のテーマに基づく部会を設けることができる。
- 3 会議は、必要に応じて会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見及び説明を徴することができる。
- 4 会議は、一般に公開するものとする。ただし、委員の承認があれば、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、会議で知り得た秘密及び個人情報を漏らしてはならない。

(事務局)

第8条 会議に係る事務は、横浜市中区社会福祉協議会及び中福祉保健センター福祉保健課が処理する。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項は、委員長及び事務局が会議に諮って定める。

附 則

この規約は、平成24年7月19日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成25年1月30日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による委員の任期については、規約改正の日に現に委員である者及び規約改正の日以降新たに委員に就任した者にあつては、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規約は、平成28年10月26日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、令和4年5月30日から施行する。
- 2 第4条第1項の規定による委員の任期については、規約改正の日に現に委員である者及び規約改正の日以降新たに委員に就任した者にあつては、令和8年3月31日までとする。